

特別民間法人・特別法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

法人名	石炭鉱業年金基金	担当部局・担当課室	年金局 企業年金・個人年金課	
		評価実施時期	令和4年3月	
根拠法令等	石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）第6条及び第4章		法人類型	特別民間法人
法人概要	○法人の概要 石炭政策の遂行のため、独自の年金制度を実施する目的で石炭鉱業の事業を営む事業主が連帯して昭和42年10月2日に設立。炭鉱労働者の年金給付を行っており、石炭鉱業年金基金法によって規定されている。			
法人の事務・事業の内容	○事務・事業の内容 石炭鉱業事業所の事業主（会員会社）から掛金を徴収し、加入員である坑内員及び坑外員並びにその遺族に対する老齢年金給付及び一時金たる給付を行う。  ※なお、詳細は、別紙のとおり。			
法人の事務・事業の目的	石炭鉱業における坑内員及び坑外員の老齢、死亡及び脱退について給付を行い、もって坑内員及び坑外員並びにその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与し、あわせて坑内員及び坑外員の雇用の安定的確保に寄与することを目的とする。			
	関連する政策目標等	—		
法人の事務・事業の実績等	○実績（令和3年度） 加入員である坑内員及び坑外員並びにその遺族に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給について…受給者3,908人（※令和3年度業務報告書より）  ○事業収入（令和3年度） 年金給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、会員炭鉱会社から必要な掛金の徴収 掛金収入…41万円			
国からの補助金等	別紙のとおり			
法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	・【事務・事業実施の効率化】 事業運営を効率的に実施するよう継続的な努力を行い、平成22年度から職員給与の削減を実施し、削減後の状態を維持するとともに、年金受給者の手続等の利便性の向上と年金基金運営の迅速化と効率化を図るために、令和2年12月に基金事務所を東京都千代田区から産炭地の北海道釧路市へ移転した。			

<p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>加入員である坑内員及び坑外員並びにその遺族に対する老齢年金給付及び一時金たる給付は、炭鉱労働者を対象とする独自の年金制度であり、他の年金等とは給付体系を異にする。</p> <p>また、掛金は、石炭会社が炭鉱労働者のために全額拠出しており、その原資は当該労働者の老齢等にかかる給付、生活の安定と福祉の増進のために還元されるものであるため、石炭鉱業年金基金が行うこれらの事業は必要な事業である。</p>
<p>法人の事務・事業の執行体制の適格性</p>	<p>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性 業務報告書の四半期ごとの提出や、毎事業年度ごとの予算・決算の認可に伴って、石炭鉱業年金基金の業務の現況や今後の見通しについての監督を実施している。</p> <p>●法人の事務・事業実施主体としての適格性 石炭鉱業年金基金の業務は、炭鉱会社で働いている坑内員・坑外員の老後の生活の安定と福祉の向上及び雇用の安定的確保を目的として、年金等給付事業を行っており、公共性が高い。また、年金資産等や会員からの会費収入等の管理・運用等の適正を期する必要がある。現在、石炭鉱業年金基金は、当該業務を適正かつ確実に実施するとともに、コスト削減等による事業改善も継続的に行っており、実施主体として適格である。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>石炭鉱業年金基金からの報告文書等により把握している。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>加入員である坑内員・坑外員に対する生活の安定と福祉の増進のため、年金の記録管理や支払業務を円滑に実施していくとともに、保険者として年金資産を安全かつ効率的に管理・運用を実施していかなければならない。</p> <p>その上で、年金受給者に係る情報管理及びセキュリティに万全を期し、より一層の適正な運営を目指していくことが重要である。</p>
<p>備考</p>	

○事務・事業の構造等（令和3年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (令和3年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (令和3年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (令和3年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計		0.4		-
石炭鉱業年金基金	①事務事業の内容 ・坑内員老齢年金 受給要件 会員炭鉱における坑内員勤務期間が20年以上 年金額と支給期間 55歳から5年間は386,400円が支払われ、以後 終身年金として死亡月まで132,000円が支払 われる。 ・坑外員老齢年金 会員炭鉱における坑外員期間が20年以上ある 者、或いは坑内員・坑外員期間を合わせて20 年以上 年金額と支給期間 55歳から5年間は508,800円が支払われる。た だし、老齢厚生年金の受給権を有する者（坑 内員期間が15年以上ある者）は、その額は 254,400円となる。 ・坑内員・坑外員脱退一時金 受給要件 閉山又は合理化により、やむを得ず退職した 場合 一時金額 3年以上10年未満 150,000円 10年以上15年未満 381,600円 15年以上20年未満 763,200円 ・坑内員・坑外員死亡一時金 受給要件 老齢年金の受給権者等が死亡した場合遺族に 支給される ②根拠法令 石炭鉱業年金基金法第16条、第18条	坑内員 老齢年金給付 482百万円 坑外員 老齢年金給付 16百万円 坑内員脱退 一時金給付 0円 坑外員脱退 一時金給付 0円 坑内員死亡 一時金給付 0.07百万円 坑外員死亡 一時金給付 0.7百万円	国費	-	-	-	
			自己収入	掛金	0.4	-	-

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<令和3年度決算合計>

※なお、国からの財政支出のうち特別会計からの支出はなかった。（令和3年度決算合計）

特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	△△特別会計	☆☆特別会計
該当なし				